

令和7年7月1日

病 院 長

◎院内設置公衆電話の撤去について

公衆電話設置基準に関する法律等の見直し及び『公衆電話業務委託契約書第12条(利用が低い場合の措置)』に基づき、当院に設置しております公衆電話4台中3台(4～6階デイルーム内)につきましては、令和8年4月(予定)をもちまして撤去することになりました。

公衆電話をご利用いただいていた皆様には大変ご迷惑をお掛けしますがご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、引き続き1F時間外出入口の公衆電話につきましてはご利用可能です。